

平成30年6月27日開催

# 教育委員会会議録

福知山市教育委員会

1 開会の日時 平成30年6月27日(水)  
午後1時30分

2 閉会の日時 平成30年6月27日(水)  
午後2時50分

3 招集の場所 福知山市役所6階 601会議室

4 出席委員の氏名 端野 学  
倉橋 徳彦  
塩見 佳扶子  
和田 大顕  
大槻 豊子

5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 教育部長                | 田中 悟   |
| 教育委員会事務局理事          | 森山 真   |
| 次長兼教育総務課長           | 藤田 一樹  |
| 教育総務課担当課長           | 貴田 直子  |
| 次長兼学校教育課長           | 小田 浩二  |
| 学校教育課担当課長兼教育総務課     | 山田 珠美  |
| 学校教育課担当課長           | 土家 邦子  |
| 学校教育課総括指導主事         | 井上 雅道  |
| 学校給食センター所長          | 外賀 眞二  |
| 次長兼生涯学習課長           | 崎山 正人  |
| 中央公民館長              | 佐々木 和美 |
| 図書館長                | 浅田 久子  |
| 地域振興部文化・スポーツ振興課担当課長 | 森下 邦治  |
| 福祉保健部子ども政策室担当次長     | 横山 尚子  |

6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者

次長兼教育総務課長 藤田 一樹

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第13号 原案どおり可決、承認

議第14号 原案どおり可決、承認

議第15号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長.....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

教育委員会会議録調製者 教育部長.....

# 教育委員会会議録

## 1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 次に、現在のところはありませんけれども、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

## 2 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。  
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

## 3 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

### (1) 6月議会報告

#### ア 6月13日(水)

##### (ア) 中嶋 守 議員

「学校統廃合の廃校施設の利活用について」

○市内の小学校の跡地及び建物の利活用の進捗状況は？

3月2日の旧遠坂小学校で、本市含む7市参加の様子について？

本市から閉校予定を含め6校の紹介をし、参加企業は52社であり、廃校活用に関する相談や情報交換が行なわれた。

##### (イ) 井上 修 議員

「いじめから大切な命を守るために」

○舞鶴市、中学生のいじめによる校舎転落事故から考えられる対策は？

見えにくいSNSなどを使ったいじめ防止への対策は？

いじめを匿名で相談・通報ができるアプリの導入は？

子どもの心身が大きく傷ついた事象であり、大変残念。早期発見・対応、いじめの予防の取組の大切さを痛感している。小さな兆候も見逃さない いじめ見逃しゼロ に向けた取組を進めている。

ネットにおけるいじめ防止対策はますます重要となる。平成28年から親子でのネットトラブルストップ講座を全小学校で開催し、中学校では非行防止教室での警察との連携した講座を実施している。

#### イ 6月14日(木)

##### (ア) 荒川 浩司 議員

「本市教育委員会の不可解な開示文書の廃棄について」

○情報公開担当者から教育委員会職員に対する開示指示は誰が行なったか。また日時や回数はいくつですか？

開示受付後の60日延長の理由は？

他の開示請求への処理は適切か？

4月13日に対象文書の提出を依頼した理由は？またその時廃棄の確認は？

4月14日から5月10日の間に教育委員会と市民相談室は何をしていたか？

学校日誌への記載事項は？

この責任と今後の対応は？「第三者委員会の設置を」→「検討する」

\*「期間延長の理由」「学校への指示や連絡」「情報公開制度への理解と緊張感」

(イ) 桐村 一彦 議員

「学校教育における諸課題について」

○不登校を中心として、貧困、家庭教育支援、統合や一貫校？

本市の不登校の現状と課題は？

けやき広場の現状とその取組は？

不登校は微増。訪問指導員や心の居場所サポーターの配置、けやき広場の設置により、学習支援や教育相談を実施している。けやき広場では学校復帰や社会的自立に向けた指導・支援をしている。平成29年度の通級した中学3年生の希望進路は100%実現した。家庭以外の居場所として大きな役割を果たしている。

(ウ) 高宮 辰郎 議員

「大江地域小中一貫校の取組について」

開校は平成32年4月を大前提とすべきではないか？

校舎の完成時期が平成32年度後半になる理由と原因は？

平成30年7月から平成32年3月までに21か月の期間があるが、どのような工程か？

設計期間が十二分にとられているが、見積もり入札期間を短縮できないか？

校舎の建築工期も短縮できないか？

小中一貫教育校の開校が1年延期になるメリット、デメリットは？

学校再編は、子どもの成長を考えると迅速に進めるべきだが？

地域の思いは十分認識している。工事内容等により平成32年度後半に完成となる。完成が遅れることでの課題が生じれば、学校と密に連携をとり最小限にしたい。大江地域についても1日も速い学校統合と小中一貫教育校の開校を目指したい。

(エ) 紀氏 百合子 議員

「歯と口の健康で豊かな人生を」

○歯と口の健康教育について

○虫歯と歯周病の予防について

○歯科保健センターの開設を

保幼小中学校での歯と口の健康への取組の現状は？

保幼小中学校では、園・学校歯科医による歯科検診、フッ化物洗口をしている。

ウ 6月15日(金)

(ア) 吉見 純男 議員

「学校給食の充実と無料化に向けた取組は？」

○本市の学校給食費の現状と計画的無償化についての考え方は？

○給食費の無償化を計画的に進めていく第1歩として、給食費は公会計とすべきだが？

本市の年間給食費負担額は、全国と比較してどういう状況か？

給食費の未納状況は？

本市の給食費完全無償化の考えは？

給食費の公会計化に向けた考えは？具体的検討を行うべきだが？

文部科学省の検討事項に対する本市の考えは？

本市の保護者負担額は全国平均よりやや下回っている。給食費無償化については、財源確保の課題も大きく、今後も保護者負担をお願いしたい。公会計化については、調査・研究を進めている。

6月議会において、7名の議員さんから、教育委員会に対しての質問がありました。中嶋守議員から「学校統廃合の廃校施設の利活用について」ということで、3月2日に旧遠坂小学校でそういった場がありましたが、資料にありますように、本市から閉校予定を含め6校の紹介をし、参加企業は52社あり、廃校利活用に関する相談や情報交換が行なわれたということで、今後、さらにということでスタートを切ったところのようです。

井上修議員から「いじめから大切な命を守るために」ということで、舞鶴市の中学生のいじめによる転落事故、ここから考えられる対策について質問がありました。子どもの心身が大きく傷ついた事象であり、大変残念に思っており、早期発見・対応・いじめの予防の取り組みの大切さを痛感しており、小さな兆候も見逃さない、いじめ見逃しゼロに向けた取り組みを進めています。さらに、ネットにおけるいじめ防止対策はますます重要であり、平成28年度からは、親子でのネットトラブルストップ講座を全小学校において3年間で全て開催し、中学校では非行防止教室での警察と連携した講座を実施していますということで説明をしております。

荒川浩司議員から「本市教育委員会の不可解な開示文書の廃棄について」ということで、裁判にかかわっての開示文書の一部、学校日誌を廃棄した件について、資料にありますような細かな点について、順番に質問がありました。

この件については、非常に大きな問題であることから、最後に、第三者委員会の設置についての質問があり、検討をします、考えますという答弁で終わりました。

桐村一彦議員から「学校教育における諸課題について」ということで、不登校の現状と課題、けやき広場の現状と取組についての質問がありました。

不登校は微増の状況にある。訪問指導員や心の居場所サポーターを配置し、けやき広場の設置によって、学習支援や教育相談を実施しています。けやき広場では、学校復帰や社会的自立に向けた指導・支援をしており、平成29年度に通級した中学3年生については、希望進路を100%実現した。家庭以外の居場所として、大きな役割を果たしているということです。

高宮辰郎議員から「大江地域小中一貫校の取組について」ということで、現在、お世話になっております大江ブロックの学校統廃合について、資料にありますような内容で、順番に質問がありました。平成32年4月の開校について、工事の関係から、若干おくれるということをお話したことについての質問でありました。

地域の思いは十分認識しておりますが、工事内容等により、平成32年後半に完成となり、完成がおくれることでの課題が生じれば、学校と密に連携をとり、最小限に食い止めたい。大江地域についても、1日も早い学校統合と小中一貫教育校の開校を目指したいということで、これから具体的な話に入っていく。PTA部会、教育部会、総務部会の3部会で、それぞれ過日協議が行われ、部長、副部長が選考され、これから具体的な協議に入っていくという段階です。

紀氏百合子議員から「歯と口の健康で豊かな人生を」ということで、特に歯と口の健康または虫歯予防等々について、学校現場の取り組み状況についての質問がありました。

保幼小中学校では、園・学校歯科医による歯科検診、フッ化物洗口をして取り組みを進めているということです。

吉見純男議員から「学校給食の充実と無料化に向けた取組は？」ということで、無償化の問題と、給食費の公会計化についての質問がありました。

本市の保護者負担額は全国平均よりやや下回っており、給食費の無償化については、財源確保の課題が大きいので、今後も保護者負担をお願いしたい。公会計化につい

ては、現在調査研究中である。

こういうことでの答弁内容になっております。

今回の答弁について感じましたことは、これまで教育委員会だけで答弁していたものが、4月の機構改革により、他部署との入りまじったといいますか、交差した答弁内容になることがあり、特に、紀氏百合子議員の「歯と口の健康等」については、教育委員会だけでは答えられない部分がありまして、福祉保健部子ども政策室等、他部署との関連が非常に大きい部分があった答弁調整であり、大きな特徴点でありました。

(2) 福知山市立図書館中央館 来館者数100万人達成記念式典

○期日 平成30年6月12日(火) 午前11時頃

○場所 図書館中央館1階「えほんのへや」 花束と記念品の贈呈

○100万人目の来館者

福知山市石原在住のお母さんと女の子

\*平成26年 6月21日 市民交流プラザふくちやま1・2階に中央館を移転

平成26年10月18日 10万人達成

平成27年 8月 6日 30万人達成

平成28年 5月22日 50万人達成

福知山市立図書館中央館の来館者数が、100万人を達成したということで、記念式典が開催されました。当初は6月10日に100万人を達成する見込みでしたが、6月12日午前11時頃に達成となりました。

図書館長が来館者を目視し、福知山市石原在住の親子が、100万人目ということで、記念品と花束を贈呈しました。その場で記念撮影や、インタビューの時間もありましたが、お子さんを連れられ、初めて図書館へ見えたときに、お子さんが非常に喜ばれたということから、月に何回か図書館へ来ておられるという話をされておりました。

参考までに、10万人、30万人、50万人の達成日の記録を記載しておりますが、100万人という数字を改めてすごいことだと感じているところです。

(3) 「大阪府北部を震源とする地震」発生による安全上の対応

平成30年6月18日(月) 午前7時58分発生

ア 福知山市教育委員会

「市立学校における被害等の発生状況について」(依頼) 6月18日

イ 福知山市教育委員会

「地震の発生に伴う施設の危険箇所等の確認について」(依頼) 6月18日

ウ 官房長官より文部科学省によるブロック塀の安全についての点検指示あり  
文部科学省

「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」(通知) 6月19日

エ 新聞社の取材

「福知山市教育委員会としての点検の今後はどう？」6月19日

オ 京都府教育委員会

「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」(通知) 6月20日

カ 福知山市教育委員会

「地震の発生に伴う学校安全の取組の強化について」(通知) 6月21日

キ 広報

「福知山市立小中学校におけるブロック塀等の安全点検等について」

6月21日

○建築基準法施工令第62条の8の基準に適合しないブロック塀(高さ1.2

メートル以上の補強コンクリートブロック造りの控壁のない塀)

○その他に高さ1.2メートル以上の補強コンクリートブロック造りで控壁のない塀

「プール内のシャワーコーナー」「グラウンドの投的塀」

ク 福知山市議会議員（正副議長、教育厚生委員会）へ

「福知山市立小中学校におけるブロック塀等の安全点検等について」（報告）

6月22日

大阪府北部を震源とする地震が、6月18日、月曜日午前7時58分頃、発生しました。私は、自動車を運転しておりましたが、携帯電話からは警報音が鳴り、ラジオからは車は全て停車するよう放送がありました。停車する車はなく、どんどん走るといふ状況で、揺れも何も感じないまま庁舎へ来ましたが、理事に聞きますと揺れたということですし、家にいる家族に聞きますと、やはり揺れたということでありました。状況がわかってくるにつれ、被害も大きくなり、大変な被害に遭われた方が多数あるという状況になりました。

本市教育委員会については、市立学校の被害状況がどうであるのか、様子について、即刻、担当課長から学校に連絡を入れ、また、幼稚園についても、担当課から状況について把握をしてもらったところです。

この後、危険箇所がないか、また、文部科学省からの指示、府からの通知がおりることから、教育委員会と学校間で連絡をとり、また、他機関との調整をしたりということ、現在もその様子については、まだまだ安心ができる状況ではありませんので、危険物がないか、また、それに対応する方法はどうあるべきかといったことにつきまして、予算が必要な内容ですので、そういったことも見通す中で、現在進行中の段階であります。

地震の件について、各担当課から状況を報告させていただきます。

貴田教育総務課担当課長

～資料に基づき説明～

教育長から概要説明がございました地震の関係につきまして、福知山市教育委員会等の対応の概要について、御説明いたします。

平成30年6月18日の朝、地震が発生したわけですが、他市において、小学校プールのブロック塀が倒壊し、通学途中の児童が挟まれて死亡する事案が発生しました。

そういうことが今後あってはいけない中で、まず、6月18日、京都府より学校施設全般への緊急点検、また、倒壊のおそれのあるブロック塀等について、撤去するなど適切な対応をするよう依頼がございました。

これを受けまして、教育総務課では、施設関係の担当をさせていただきますので、6月18日付で子どもたちの状況把握並びに施設の被害状況について、学校で点検いただくよう依頼させていただいたところでございます。

その後、余震が続いていたこともあり、被害状況の報告はなかったわけですが、引き続き状況を把握していただく、例えば、亀裂、ひび等の状況についても確認いただくということで、危険箇所について、見守りをしていただくことや、安全管理上の点検の必要箇所について確認いただくよう、依頼させていただいたところです。これを受けまして、学校では、目視並びに写真等により状況把握をしていただき、6月21日までの間に点検していただいたわけですが、その結果、教育委員さんに既にお知らせいたしましたような結果になっております。基本的には、道路に面している学校

のブロック塀等で建築基準法に適合しない場所はありませんでした。ただ、惇明小学校の民地との境界におきまして、建築基準法施行令第62条の8の基準に適さないブロック塀がございました。適さないとはどういうことかといいますと、高さ1.2メートルを超える補強コンクリートブロック造の塀につきましては、控壁が必要であり、ブロック塀がありましたら、その後ろに控えとなる、支えとなる壁が必要であるということになっておりますので、その基準から言いますと、惇明小学校では、北側の民地境界との間のブロック塀が控壁のないものであったことが判明をしました。

この塀につきましては、途中でフェンス部分がありますが、ブロック部分の長さが5.4メートル、高さが2メートルにわたるブロック塀であります。まず、児童の安全確保をするということで、近づけないようロープを張るなどの応急処置をいたしまして、学校にも児童が近づかないよう指導いただくことをお願いしました。

また、これ以外に、塀という位置づけではございませんが、壁というもので敷地内を見たとき、高さが1.2メートル以上の補強コンクリートブロック造で、擁壁のないものが7箇所ございました。これはどのようなものかといいますと、学校プールの中に、プールに入る前と入った後に通るシャワーコーナーがあるのですが、この両側に、コンクリートブロックの壁があり、1.2メートルを超えるものであるのに、控壁がなかったものが6箇所ございました。御報告させていただいておりますように、惇明小学校、庵我小学校、修斉小学校、上豊富小学校、上川口小学校、佐賀小学校の6校でございいます。

また、投的といいますと、子どもたちがボールを投げるときの的になる壁で、これも控壁のないものが、遷喬小学校に1箇所ございました。これにつきましても、まず、子どもの安全確保ということで、周りをコーン等で囲み、学校にも周知を促し、子どもたちが近づかないよう指導いただくことをお願いしました。

国、京都府の動向を簡単に御報告させていただきますと、まず、文部科学省から6月19日付、それを受けまして、京都府から6月20日付で「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」の通知がございました。また、6月21日付で、文部科学省並びに京都府から「学校施設の維持管理の徹底について」の通知がございました。内容としましては、ブロック塀の安全確認、点検の確認について、また、京都府からはブロック塀の倒壊、照明器具等の落下等による二次災害の防止について、安全確保に万全を期すようにということの通知をいただいているところでございます。

本市では、現在のところまでの目視ということで対応する必要がありました8箇所につきまして、応急処置の安全対策をとったところでございますが、あくまでも応急処置でございますので、今後、例えば、ブロック塀の撤去、そのあとの恒久的な対策も早急に講じていく必要があります、それにつきましては、費用がかかることもございまして、一番適切な方法を、現在、検討している段階でございます。また、子ども政策室管轄の市立保育園、くりのみ園、市立幼稚園につきましては、子ども政策室において確認し、現在のところ、ブロック塀及び危険箇所はないということで聞いております。また、私立保育園、幼稚園につきましても、そういったことに注意をしてい

ただくよう注意喚起の依頼をさせていただいたということでございます。

また、市全体といたしましても、現在、通学路におきまして、市の所管する建物等で、例えばブロック塀、危険箇所がないかということの調査を行っている状況で、結果を集計中であると聞いております。これもまとめましたら、内容が発表されるのではないかと考えております。

施設関係につきまして、概要を報告させていただきました。

土家学校教育課担当課長                      ～資料に基づき説明～

資料の4ページから5ページの「学校安全の取り組みの強化について」再度通知をし、注意喚起等を行なったことについて、御報告いたします。

地震発生当初、子どもたちをきちんと避難させていただき、また、学校施設の点検をしていただいたわけですが、その後、全学校に安全確認を継続していただきたいということで、4ページの文書を通知しております。

6行目に「各校の学校安全計画等の再確認をお願いします。」とありますが、既に、学校の安全計画に基づき、日々してはいただいておりますが、こういった機会に改めて見直していただきたいということについて、まず記しております。

下線を引いた部分にありますように「改めて通学路の安全確認や関係機関・見守り隊等団体との情報共有をしていただく中で、地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守り、迅速に避難できるよう指導の徹底をお願いします。」ということで、朝礼、終礼、行事等、いろいろな機会において、周知していただくようお願いをしております。

最後の行に「見守り隊の代表者へお渡しいただきますよう」とありますが、これは資料5ページの文書になります。

京都府の文書ですが、見守り隊の一部にしか届いていないということがありましたので、学校に配らせていただき、この機会に再度、見守り隊との連携をとっていただくこと、また、見守り隊の方が亡くなっておられますので、自身の安全もしっかり守っていただくといった内容で、最後の5行にありますように「子ども見守り活動におきましては、倒壊のおそれのあるブロック塀や建物等には近づかないよう十分ご注意くださいとともに、通学路の安全点検結果の把握や学校、警察、市町村など、関係機関・団体等との情報共有などにより、子どもの安全確保とボランティア自身の安全確保を改めて徹底していただきますよう、よろしく願いいたします。」という文書になっております。

この通知を出しまして、日々学校から連絡が入っております。例を挙げますと、防犯推進員から「空き家が崩れかかっている危ないので、どうしたらよいか」という連絡が市教委に入り、学校にその情報を伝え、子どもたちへの指導、安全な通学路にするには、どうしたらよいかということ再度、考えていただいた事例がありました。また、昨日、学校の西門の坂を下ったところに、石灯籠があり、これが危ないという地域からの投書がありました。地域のことですので、行政が入ることがなかなかできないのですが、区と地元との協

議において、撤去をどうするのかということ、今後、話し合われると聞いております。学校では、石灯籠付近にコーンとバーを設置していただき、注意喚起をしております。  
このように学校や地域から随時連絡がありますので、教育委員会として、個別に対応している状況でございます。

端野教育長

御質問、御意見はありませんか。

和田委員

野球のバックネットが、中学校にそれぞれあると思います。大きいものを抱えています、今回の点検指示事項になかったのではないかと思います。資料を送っていただいたときに、補強がされているのかということが気になりましたので、もし、点検されていないということでしたら、点検までいかななくても、見ていただきたいと思っております。

地震発生に伴う学校安全について、適切に指示していただき、迅速に対応いただいたと思いますが、2、3日前に、十分に把握しておりませんが、警察官の拳銃を奪い、警察官と学校の前にいた警備員さんを撃ち、学校へ入っていったというような報道がありました。その中で、学校管理職の先生が、すぐに生徒を集め、先生方にさすまたを持ち対応するよう指示したというインタビューがありました。地震の件に合わせ、不審者に対応する学校の訓練について、定期的実施されているのか教えていただきたい。

塩見委員

地震発生に関しましては、それぞれの課で適切に、各現場に通知をだしていただき、ありがとうございました。お世話になりました。各学校に学校安全計画、防災マニュアルがありますが、今回の地震発生時において、各学校それぞれの対応があったようです。

地震発生は登校直後でありましたが、日ごろの避難訓練を生かし、運動場に集合した学校、そうではなく、そのまま校舎にいた学校、さまざまだったようです。

ある校長先生から、今回の対応について「生徒が登校直後であったので、運動場に集合させました。防災マニュアルに従い、それぞれが動いたのですが、防災マニュアル、安全計画について、実際に動いてみると課題があることがわかり、見直しをしなければならないと思っています。」といったお話を聞き、計画の見直しをするという言葉が、これこそ防災計画の生きたものである、避難訓練の生きたものであると思えました。

各学校に通知をだしていただいておりますが、課題のあった学校はどういったところが課題であったのか、どういったところを見直したのか、その課題等々を校園長会議や校長会で、共有していただきたい、進行管理をしていただきたいと思えました。

貴田教育総務課担当課長

各学校には、学校施設内についての点検を依頼しておりますので、当然、遊具も含めお願いをしております。

現時点で、バックネットについての報告はございませんが、再度、補強につきましても確認をとらせていただきたいと思います。

#### 土家学校教育課担当課長

毎年、学校安全についての交付金を出している中に、各学校から安全の計画を提出いただいております。その計画には、不審者対応訓練、水防訓練、地震訓練等、さまざまな計画があり、計画実施後に実績を提出していただいております。学校により実施回数の差があり、不審者対応訓練を2回実施している学校もあれば、1回も実施していない学校があります。なかなか同じようにはできておりませんが、各学校の計画に基づき、年に何回か訓練をしていると報告を受けております。

地震当日の対応につきましては、各学校に確認をとりましたが、学校から連絡があったのは29校中5校のみで、御意見がありましたように、少し温度差があるという印象を受けました。

報告につきましては「教室で机の下に潜らせた」「登校中の子はその場でしゃがませた」「今後、健康面や精神面のケアもしていきたい」「グラウンドの中央に集め、安全を確認し校舎に戻した」「中庭に避難した」といった内容でした。中には「特に何もしていない」という学校もあり、それぞれが同じ対応ではなかったという印象があります。

安全についての通知は、週に3、4回出しており、国や府からも通知がありますが、御意見がありましたように、出しっ放しではいけませんので、今回の地震の結果を踏まえ、そのあたりにつきましても、課題の整理をしていきたいと思っております。

#### 塩見委員

以前の教育委員会会議で、防火シャッターが十分に機能しないであろうと思われる状況を御報告いただいたと思いますが、地震で火災も起こっていましたし、命が第一ですので、予算確保が大変だとは思いますが、防火シャッターをきちんと整備してください。

#### 貴田教育総務課担当課長

平成29年度に建築基準法並びに消防法に基づく点検を全市一斉に実施しております。その中で、対応が必要なところがたくさんありまして、今年度も予算をいただいております。ただ、今年度で全てできるかといいますと、難しいところがございまして、できるだけ早急に対応できるよう計画をしております。

#### 端野教育長

ある校長から「防災訓練はしているわけですが、訓練ではなく実際に避難をした。」という話を聞きました。

先ほども申しましたが、地震発生時、報道であったような車が飛び上がる状況ではありませんでしたので、ラジオから停車するよう言われましても、一向に停車する車はありませんでした。看板が落下していたらどうなっていたのだろうと思いますが、大丈夫であろうという意識、感覚というのは、恐らく全てがそうであったのではないかと想像します。私自身、振り返りましても停車せずに来てしまったという状況でした。

各学校につきましても、対応について、確かに温度差があったということで、再度、校園長会議において、そういった部分に触れた内容で話をさせていただきたいと思っております。

他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

#### 4 議事

(1) 議第13号 (京都府指定文化財指定に伴う福知山市指定文化財の指定解除について)

端野教育長 「京都府指定文化財指定に伴う福知山市指定文化財の指定解除について」説明をお願いします。

森下地域振興部文化・スポーツ振興課担当課長 ～資料に基づき説明～

議第13号「京都府指定文化財指定に伴う福知山市指定文化財の指定解除について」御説明いたします。

資料につきましては、会議案2ページから8ページまでとなります。会議案3ページから4ページを御覧ください。

福知山市文化財保護審議会委員長名で、福知山市指定文化財の指定解除の建議についてということでございます。

平成30年5月18日に、文化財保護審議会が開催されまして、福知山市指定文化財の指定を解除することが適当であると決議いたしましたので、福知山市文化財保護に関する条例第10条第1項第2号の規定により建議するものでございます。

内容としましては、種別「史跡」、名称「牧正一古墳」、員数「1基」、所在地「福知山市字牧小字中筋」でございます。

「牧正一古墳」につきましては、平成9年4月24日に、福知山市指定文化財の指定となっております。解除理由につきましては「京都府文化財保護条例による指定を受けたため」ということで、条例第4条第1項第3号に該当するものでございます。

会議案5ページを御覧ください。

京都府の指定概要につきましては、区分「史跡」、時代「古墳時代」、所在地「福知山市字牧」、所有者「牧生産森林組合、吉備神社」、指定年月日「平成30年3月23日」となっており「由良川の支流牧川流域に所在する6世紀末に築造された復元全長約35メートルの前方後円墳である。後円部に2基、前方部に1基の計3基の横穴式石室をもつ。1墳丘に3基の横穴式石室を有する事例は、京都府では他に類例がない。福知山盆地最後の前方後円墳でもあり、我が国における前方後円墳の終焉を考える上でも重要な存在と言える。」というように、このようなことが評価され、京都府の指定となっております。

市指定解除の理由でございますが「平成30年3月23日付け京都府教育委員会告示により、京都府指定文化財に指定されたため。」というように、これは福知山市文化財保護に関する条例第4条第1項第3号の規定によるもので、6ページに参考として記しておりますけれども「指定文化財が法又は府条例による指定を受けたとき。」に該当しますので、指定の解除となっております。

福知山市指定文化財の件数につきましては、今回の府指定に伴いまして、府指定文化財の件数は32件、市指定文化財の件数は142件となり、福知山市における国指定・府指定・市指定文化財の総数

は227件となります。  
7ページは位置図、8ページは古墳指定範囲図になります。  
以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 福知山市の文化財が市指定から府指定にランクアップされたということで、大変喜ばしいことだと思います。平成9年4月に市指定となってから、平成30年3月まで約20年間ありますが、今回の府指定の理由に、京都府では他に類例がない、我が国における前方後円墳の終焉を考える上でも重要な存在であるという、非常に重要な古墳であることが示されています。なぜ、約20年間も府が指定しなかったのか、もう少し早い段階で府指定になってもよいのではないかと想定されますので、その経過がわかりましたら教えてください。

松本地域振興部文化・スポーツ振興課長補佐兼文化財保護係長

このほかにも指定する物件がありましたし、前々から府と協議を行っておりましたが、府指定にすることについて、地元の方に説明しなければならなかったこともあり、数年ほど時間を費やしました。市指定により保護の対象にはなっておりましたので、保護が壊れることはないと思っていたのですが、全体的な中で、府がこの20年間、牧正一古墳を市が保護しているのを見て、府も保護したいという契機につながっていると思いますので、この20年間は、そういった時間になっていると理解しております。

森下地域振興部文化・スポーツ振興課担当課長

今回、府指定になったことで、地元も喜んでおられるとお聞きしております。

端野教育長 他に御質問はありますか。

倉橋委員 3基の横穴式石室は、同じ時期のものですか。

松本地域振興部文化・スポーツ振興課長補佐兼文化財保護係長

古墳が前方後円墳としてつくられていますので、ほぼ同時期になります。順番につくっていくと、前方後円墳はできませんので、そんなに時期差はないだろうと思います。

倉橋委員 石室そのものは、後円部が一般的なのですか。

松本地域振興部文化・スポーツ振興課長補佐兼文化財保護係長

そのとおりです。一般的に1基の場合は後円部が多いです。

倉橋委員 前方部にあるのはあまりないですか。

松本地域振興部文化・スポーツ振興課長補佐兼文化財保護係長

そのとおりです。どちらかといいますと、福知山市の場合は後円部

に多いです。そもそも3基あること自体が京都府内にないですし、近畿圏内も滋賀県に1つあるくらいですので、形態的に変わっております。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第13号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。  
次に、議第14号「福知山市少年補導センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(2) 議第14号 (福知山市少年補導センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について)

崎山次長兼生涯学習課長 ～資料に基づき説明～

議第14号「福知山市少年補導センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料につきましては、会議案9ページから11ページまでとなります。

会議案11ページの新旧対照表を御覧ください。

少年補導委員証のサイズを変更するもので、表にありますように、横95ミリメートル、縦65ミリメートルのサイズとしておりましたが、調べておりますと、運転免許証のサイズが、横85.6ミリメートル、縦53.98ミリメートルであり、これはクレジットカードやキャッシュカードと同じサイズとなります。また、身分証明書によく使用しますが、名刺サイズですが、使用される寸法が、横91ミリメートル、縦55ミリメートルになります。

現行のサイズでは、日常生活で使うカード類に比べ大きいものになるため、財布やパスケースに入りませんので、携帯時に不都合があり、大きさを縮小することにより委員証を携帯しやすくするため、今回、サイズの規定を削除する規則の改正をお願いするものでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 関係者から請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならないとありますけれども、考え方の1つとして、これは隠しておくものではありませんので、補導に回られるときは、提示したままでもかまわないと思います。サイズだけではなく、その辺も含めて考えていただけたらと思います。

崎山次長兼生涯学習課長

補導に行かれるときは、ベストも着ておられますし、委員証を持参

され、首からさげる等いろいろな形で携帯しておられますし、そのようにお願いもしております。ケースについては、現行のサイズですとなかなかありませんし、パウチをして傷まないようにする関係もあり、今回、変更をさせていただきます。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第14号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。  
次に、議第15号「福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

(3) 議第15号 (福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱について)  
佐々木中央公民館長 ～資料に基づき説明～

「福知山市立公民館運営審議会委員の委嘱について」御説明いたします。

資料につきましては、会議案12ページから14ページまでとなります。

会議案14ページを御覧ください。

社会教育法第29条に「公民館運営審議会が、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する機関であること」などの規定があり、第30条では「公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する」となっております。また、同2項では「公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める」となっており、これを受けまして、福知山市立公民館条例で規定をしております。

会議案13ページを御覧ください。

本年度各団体から御推薦をいただきました委員の方々でございます。

本市の委員構成としましては、市立学校校長会から1名、文化協会、体育協会、PTA連絡協議会、連合婦人会、子ども会指導者連絡協議会、社会教育委員会、図書館協議会から各1名、また、公民館関係からは、地区公民館の代表といたしまして、福知山市公民館連絡協議会から1名、各地域公民館運営協議会からそれぞれ1名の委員を推薦いただいております。

今年度、新たに委員を選出いただく年でありまして、18名中4名が留任、14名が新任でございます。

また、新たに、社会教育委員会、図書館協議会から女性委員を選出いただいております、計18名を任命いたす予定でございます。

任期につきましては、福知山市立公民館条例第3条第4項により、2年間ということで、平成30年7月27日から平成32年7月26日までとなっております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

端野教育長

御質問、御意見はありませんか。

和田委員

2年前の平成28年7月に提案されたときにも、同じような質問をさせていただきましたが、公民館には、公民館運営連絡協議会と公民館運営審議会の2つの組織があります。公民館運営連絡協議会は、公民館長と公民館主事が主なメンバーとして構成され、公民館活動について交流されたり、より高めようとする組織だと思います。公民館運営審議会は、図書館協議会と同様の組織になり、館長の諮問事項に応え、館長の審議を求めることについて、調査・研究する機関となります。

他市の公民館運営審議会の構成を調べましたら、第三者機関に近い組織で、公民館の代表者はほぼゼロに等しいものでした。ここに上がっておりますように、公募、家庭教育、社会教育、学校教育、社会福祉、学識経験者となりますが、おおかたの市は公民館活動をされている代表の方が、公民館運営審議会のメンバーとして名前を連ねていますので、こういった形の公民館運営連絡協議会の公民館長が審議する組織ではないと思いますが、その辺はどのようにお考えかをお聞きしたい。

佐々木中央公民館長

御意見がありましたように、半分以上といたしますか、地区公民館長が公民館運営連絡協議会から出てきていただいております。他市の状況は把握しておりませんが、福知山市公民館運営審議会の委員である、地区公民館長や自治会長は、各地域公民館の運営協議会の代表者として出席いただいております。地域公民館運営協議会は、地域の自治会、老人会、婦人会、PTAのそれぞれの会長と小学校長、子ども会代表、民生児童委員代表等で組織されています。選出いただいている方は、このような立場で、地域を構成している団体の代表者のさらに代表ということで、まさしく地域全体の住民の代表であり、公民館事業を適切に評価していただける第三者であると考えています。

決められた中での審議になるのではないかと、もっと広い意見が必要ではないかといったことについて、御意見をいただいたかと思いますが「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成23年に公布され、地域の実情に応じて、より適正なサービスが提供できる場合については、本市独自の基準を設けることができることになっておりますので、社会教育団体から出ていただいている方々に御意見をいただき、よりよい公民館活動を行っていきたいと考えております。今後につきましては、公募や別途推薦ということになりますけれども、公民館登録団体の代表者の方、あるいは、生涯学習活動に御参加いただいている方にも委員になっていただき、広く意見を聞いていくことを検討してまいりたいと考えております。

和田委員

おっしゃることはよくわかりませんが、公民館活動を充実させるということと、公民館運営審議会の立場は違います。たくさん市を調べましたが、公民館長は審議会委員として会議に出席されるのではなく、実務者として会議に出席されることが結構あるようで

す。地元の状況をよく知っておられるから、公民館運営審議会に公民館長が入っていただくというのは違うのではないかと思います。社会教育法第29条に「公民館に公民館運営審議会を置くことができる。」とありますが、置かなくてもよいのです。なぜ置かなくてもよくなったかといいますと、福知山市のように、公民館運営審議会に公民館長が多数入っておられ、審議することが複雑にまぎってきて、線引きができなくなりましたので、置くことができるという形に変わっております。館長がそういった形がやりやすいとおっしゃるのであれば、構成メンバーの母体を考えるということとあわせて、公民館運営審議会が、本当にその二本立てでいくのが正しいのか、一本でいき、公民館運営審議会を廃止して、公民館運営協議会で協議されることが適当なのか、その辺もあわせて考えていただきたいと思います。

佐々木中央公民館長

御意見いただきましたことを今後、十分考え、何よりも住民の意思が反映でき、学習の場、集いの場である親しまれる公民館運営ができるよう、考えていきたいと思っております。

端野教育長

他に御質問はありますか。

倉橋委員

公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとなっておりますが、現実の姿として、年間行事について審議をされているのか、去年は、館長がどういう諮問をされて、どのような審議をされたのか教えていただきたい。

佐々木中央公民館長

非常に厳しい御質問でございますが、審議会の内容の半分以上が、各館の活動報告になり、その後、少し課題を出して、御意見をいただいているという審議会運営になっております。諮問し、答申をいただき、運営に反映しているということは、近年ありません。

倉橋委員

各館の活動についての報告をするといったあたりになっているということですね。

佐々木中央公民館長

そのとおりです。運営審議会は年間2回の開催でございますので、1回目は活動を知っていただく、2回目は年度のまとめという形で、なかなか課題解決にあたる諮問、答申というところにはなっておりません。このままでは活動の報告をして、意見を聞くだけになりますので、今後は、地域公民館長も含めた中で、審議会のあり方について検討していきたいと思っております。

和田委員

今年、行われました教育委員会の評価の中に、課題を出されていますし、持ち帰り研究していただく機関になりますので、会議の場でも、館長から課題について調査研究し、次回の研究会で持ち寄って協議していただくよう、問いかけをされたらよいのではない

かと思えます。

佐々木中央公民館長

今後は、そのような方法を考えていきたいと思っております。

倉橋委員

審議会のあり方そのものも今後の課題として検討していただくということは、1つの課題として受けとめながら、この2年間については、従来の動きの中で、さらに内容を検討していただくことを含め、審議会委員について承認をしてもよいと思えます。

端野教育長

他に御質問はありますか。

全委員

特になし。

端野教育長

審議会組織そのもの、活動のあり方やねらい、委員構成等も含めまして、今後、要検討ではないかという御意見をいただきました。2年間の任期の中で、先ほどいただいた御意見について、提案を申し上げ、今後、改善の方向で整理し検討を進めていくとし、2年後については、改められたものが新たに提案できればよいとなるわけですが、議第15号について承認ということでもよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

端野教育長

それでは、異議がないので可決承認いたします。次に報告事項に移ります。「福知山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について」説明をお願いします。

## 5 教育委員会 報告事項

### (1) 福知山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

横山福祉保健部子ども政策室担当次長

資料につきましては、会議案16ページから20ページまでとなります。

会議案16ページを御覧ください。

福知山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正したことについて、御報告をさせていただきます。

詳細の説明につきましては、片岡から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

片岡福祉保健部子ども政策室幼稚園係長 ～資料に基づき説明～

まず、補助金の説明をさせていただきます。

福知山市私立幼稚園就園奨励費補助金は、福知山市に在住する保護者が、その子どもを私立幼稚園に通わせる際に必要となる入園料と月額保育料について、市民税所得割額に応じて補助を行うものです。本市におきましては、主な補助対象は、福知山聖マリア幼稚園に通われる子どもの保護者になります。

本補助金は、国の幼稚園就園奨励補助金を歳入としており、国における制度改正に合わせ、福知山市の要綱も改正をしております。

会議案16ページからが、改正の報告内容でございますが、新旧対照表にて御説明させていただきます。

会議案18ページ別表第1を御覧ください。

補助金額は、さきほど申し上げたとおり、市民税所得割額によって6つの区分があり、表の一番左の列の数字4の行が、今回改正された部分となります。

市民税所得割額が7万7,100円以下の世帯について、第1子への補助限度額を年額13万9,200円から18万7,200円に増額、第2子への補助限度額を年額22万3,000円から24万7,000円に増額しました。

この世帯は、政府による試算によれば、年収360万円未満の世帯になります。

補足の説明にはなりますが、別表第1における区分については、子ども子育て新制度移行園であります市立幼稚園及び市外の認定こども園に通う子どもの保育料額を決定する利用者負担額に関する条例で区分の設定をしておりますが、そのときの区分設定とは同一の形になっており、こども園に通う子ども、私立の幼稚園に通う子ども、どちらも同じような所得でしたら、同じような区分でもって補助が受けられるという国の制度にはなっており、福知山市もそれに準じております。

本要綱の告示及び施行日は平成30年6月5日ですが、適用は遡って平成30年4月1日からとなります。

報告は以上でございます。

端野教育長 このことについて御質問はありますか。

和田委員 国、府、市、それぞれの補助金が乗っているわけですか。

片岡福祉保健部子ども政策室幼稚園係長

新制度のときの説明では、国、府、市で1対1対1の3分の1ずつの持ち出しと申しましたが、私立幼稚園就園奨励費につきましては、国が3分の1以下、残りは全て市の持ち出しという形になっております。

和田委員 第1子と第2子で上がり幅が異なっている理由を教えてください。

片岡福祉保健部子ども政策室幼稚園係長

国の明確な説明はありませんが、そもそも多子世帯の負担軽減が最初に始まり、まず、第3子無償、続いて第2子への金額の引き上げが段階としてあり、もともと第2子の額は高めに設定してありました。ここ数年はそれに加え、年収360万円未満世帯への負担軽減という内閣府の方針があり、第1子の負担を軽減すべく金額の引き上げを行っています。もともと高かった第2子への加算額より、低めだった第1子への加算額が多いように見受けられるのは、その段階的な流れのためかと考えます。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 次に教育長後援承認事項について説明をお願いします。

(2) 教育長後援承認事項について

由里教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.13 平成30年度社会福祉体験学習

No.14 第27回福知山市中学校英語スピーチコンテスト

No.15 第13回救急フェスティバル みんなで守ろう福知山の救急

No.16 家庭倫理セミナー

No.17 貝谷バレエ団福知山研究所第44回発表会

No.18 平成30年度京都府スポーツ少年団軟式野球交流大会兼第40回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会京都府予選会

No.19 雲原砂防ウォーク2018/第12回ドラム缶転がしタイムレース

No.20 第49回テニスまつり

No.21 第9回福知山市武道館竣工記念剣道大会

No.22 平成30年度福知山市文化祭 第61回市民俳句大会

No.23 第12回ウイズガス全国親子クッキングコンテスト福知山地区大会

No.24 福知山市無料移動法律相談

No.25 健康ボウリング教室

No.26 公益社団法人福知山市文化協会記念特別事業「野に咲く花のように」～ダ・カーポ トーク&コンサート

No.27 第39回京都府スポーツ少年団交流大会

No.28 第26回やくの高原まつり

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。

## 6 閉会

端野教育長が閉会を宣言。